郵送での国民健康保険脱退手続きについて

職場の健康保険に加入したり、被扶養者になったりした時には、可児市国民健康保険の 喪失手続きが必要です。喪失手続きは郵送でも受け付けておりますので、必ず手続きをしてください。

①会社の保険証の**コピー (本人、扶養家族分共)** をとる。 **※切り替える人全員分のコピーが必要。**

②国民健康保険証<u>原本</u>を 切り替える人全員分用意する。

①会社の保険証 国保 太郎 ①会社の保険証 国保 花子

⑤通知カードのコピー国保 太郎

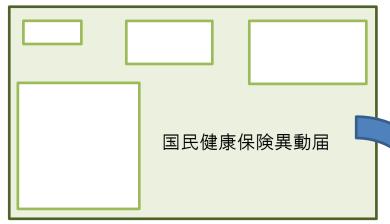
⑤通知カードのコピー国保 花子

④申請者 (太郎)の 身分証明書 ②国民健康保険証 国保 太郎

②国民健康保険証 国保 花子

- ④申請者の身分証明書(運転免許証・パスポート・個人番号カードなど) のコピーをとる。
- ⑤通知カードまたは個人番号カードのコピーをとる。

③「国民健康保険異動届」に記入・押印する。



国民健康保険異動届ではなく、便せんなど任意の様式に「国民健康保険を脱退する」旨と、(1) 可児市の住所

- (2) 世帯主氏名(3) 脱退する人全員の氏名、生年月日
- (4) 連絡のつく電話番号 を記入して頂いても構いません。

①から⑤を揃え、市役所国保年金課まで送付してください。

〒 509−0292

切手

可児市広見一丁目1番地

可児市役所

国保年金課 保険給付係 行

※ご注意ください

- ○会社の保険証のコピーは、切り替える人全員分必要です。 コピーのない人の分については、手続きをすることができません。
- ○国民健康保険税は、手続きをした翌月に精算となります。 当月の納期分までは保険税をお支払いください。
- ○保険証が変わった後に、国民健康保険証を使われた場合は、 早急に医療機関等に新しい保険証を提示してください。
- ○国民健康保険加入の手続きは、郵送ではできません。 詳しくは国保年金課まで問い合わせてください。